



有機農産物生産基準

第 10 版

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

【改訂及び討議の履歴】

版	改訂事項	制・改訂日
第 1 版		1998 年 1 月 制定 2000 年 2 月 29 日 改定 2000 年 3 月 26 日 改定 2000 年 6 月 18 日 改定 2000 年 8 月 7 日 農水省 指摘により一部改定 理事 長・生産委員長決済
第 2 版	日本農林規格の改正に伴う改訂	2005 年 11 月 28 日
第 3 版	日本農林規格の改正に伴う改訂	2007 年 1 月 23 日
第 4 版	定例見直しによる改訂	2009 年 5 月 9 日
第 5 版	日本農林規格及び Q&A の改正など への対応	2013 年 4 月 13 日
第 6 版	日本農林規格及び認定の技術的基 準の改正への対応	2017 年 6 月 23 日
第 7 版	JAS 法改正に伴い「認定」を「認 証」に変更	2019 年 4 月 14 日
第 8 版		2021. 4. 10 定期見直し
第 9 版		2023. 4 定期見直し
第 10 版	規格改正への対応	2024. 11 定期見直し

第1章 われらが有機農業

私達は、さまざまな契機で有機農業への取り組みをはじめた。味の良いみかんをつくりたい一心から。自分の作る野菜や果物は、美味しく栄養価の高いものでありたい。自分や家族が農薬の被害で傷つき苦しんだ経験から。化学肥料による塩類の集積のために荒れた自分の畠の改善のために。連作の障害で全滅する作物の前に呆然と立ち尽くした経験から。あるいは、奥深い微生物の世界の虜になったために。あるいは、食べ物に多量の農薬を使用することへの疑問から。人それぞれではあったが、将来にわたって農業をつづけるためには、人にとっても自然にとっても有機農業への転換が不可欠であると認識するようになった。

土壤微生物の働きを知り、その機能を最大限に活用する種々の工夫によって土の健康を回復・増進させ、作物の健康、食べる人の健康、ひいては社会や地球環境の改善にまで寄与しうることを知った。私達は有機農業を、有機農産物の日本農林規格に定める「有機農産物」を生産するだけの限定した意味ではとらえてはいない。

有機農業は日本農業の主流となるものと確信し、私達はめざす。

- (1) 作物が人の命を育み健康の源となる食べ物であることを大切にする。
- (2) 堆肥の質にこだわった有機農業で、安全で健康に役立ち、味の良い高品質の農産物づくりをすすめる。
- (3) 農薬と化学肥料にたよった農業から脱却し、自然の物質循環、生命循環を大切にした農業をおこなう。
- (4) 土壤微生物の働きを最大限に活かした科学的な有機農業、またそれに準ずる持続可能な農業をすすめる。
- (5) 生ゴミの堆肥化をはじめ、長年蓄積した技術を生かし、農業を中心とした地球環境の改善に努める。
- (6) 農業の再生とともに、持続的社会の再構築と発展に努力する。

生産者と当該圃場を認証し、「有機農業の普及・発展」に寄与することをめざす。またより良きを目指して「有機農産物生産基準」そのものも適宜見直し、高品質の有機農産物を豊富に提供できるよう、ともに研鑽を深めたいと願っている。

そして私達は、有機農業の産物が広く国民に享受されるべきと考える。有機農業に関わる確かに、正確な情報がわかりやすく、国民に開放されなければならない。国民には自らの健康に関わる食品の情報が、保障されなければならない。かかる見地から私達は、有機中央会が認証する有機農産物の生産基準を公開する。

第2章 認証の基準

2.1 有機農産物の日本農林規格

日本有機農業生産団体中央会は、農林水産省告示によって定められた「有機農産物の日本農林規格」を有機農産物の生産の方法として採用し、有機農産物の生産行程管理者が生産及び格付を行う基準とする。ただし、日本農林規格に認められていても本会として有機農産物への使用は本来避けるべきと考える資材については、制限項目に分類し、それを使用しない生産を奨励する。また、日本農林規格にはふれられていないが従来より私達がもつづけてきた基準で、有機農業の発展のために必要と考えることについては、維持し、奨励する。

2.2 有機農産物の生産行程管理者についての認証の技術的基準

日本有機農業生産団体中央会は、農林水産省告示によって定められた「**有機農産物及び有機飼料(農産物)についての生産行程管理者の認証の技術的基準**」の要求事項を、有機農産物の生産行程管理者が満たすべき組織の基準として採用し、生産行程管理者を認証する認証の基準とする。

第3章 用語の説明

【有機農産物】：有機農産物の生産行程管理者が有機農産物として格付を行った農産物。農薬や化学肥料を使用しないことを基本に、多年生作物の場合は最初の収穫まで3年以上、それ以外の作物については、播種もしくは定植前2年以上有機栽培（有機農産物の日本農林規格にもとづく栽培方法を指す）された圃場で生産された農産物。

【転換期間中有機農産物】：有機農産物の生産行程管理者が転換期間中有機農産物として格付を行った農産物。有機栽培を開始して12ヶ月以上経過した圃場で収穫され、有機農産物の基準に到達していない農産物。

【特別栽培農産物】：特別栽培農産物の農林水産省新ガイドラインの示す基準に適合する方法で栽培された農産物。

【慣行栽培農産物】：上記の「有機農産物」、「転換期間中有機農産物」及び特別栽培農産物に該当しない一般的な農産物。

【有機管理】：有機農産物の日本農林規格第箇条5にしたがった栽培管理方法。

【原則】：基本的な原則的視点を提示する。

【一般管理】：当該農業生産活動にあたって、生産者の健康、生産物の食品としての安全性の確保、環境の保全、関係法律などの関係で、配慮しなければならない一般的な事項。なお有機農産物の日本農林規格には、一般管理事項が定められ「土壤、植物又はきのこ類に使用禁止資材を施さないこと。」とされている。そこでは、栽培管理に使用する肥料・土壤改良資材及び農薬以外のもろもろの資材の使用を意味している。この生産基準での一般管理は、より広い概念であり計画の策定、肥培管理や病虫害防除、雑草対策、収穫後の管理、農薬の管理など農業生産管理全般に及んでいる。

【奨励】：有機栽培の適切な生産管理活動として無条件に認められ、奨励される対応。

【許容】：有機農産物の日本農林規格に適合し、有機管理の一般的な方法として許容される対応。

【制限】：有機農産物の栽培においては、縮小していくべき生産方法や資材であり、厳しい制限のもとに許される。当然、これが生産管理活動の主要部分を占めてはならない。日本農林規格に定められる制限は、これを準用する。

【禁止】：有機農産物の生産、流通過程において、使用が認められない物質、資材、方法。日本農林規格で使用が許される「肥料及び土壤改良資材」、「農薬」、「調製用等資材」以外の物質、資材並びに当会が禁止する物質並びに方法。

第4章 慣行農業からの転換

慣行農業から有機農業への転換は、計画的かつ継続的に行われる必要がある。転換計画を作成する目的は、効率的・合理的に慣行農業から有機農業への転換を実現することにある。

そのためには、

- ・ 土づくりに不可欠な良質な堆肥の施用や緑肥植物（地力増進作物）の鋤込み等による土壤の物理的・化学的・生物的性質の改善
- ・ 適切な肥培管理
- ・ 輪作などによる土壤の性質の改善

などが図られなければならない。

慣行栽培から有機栽培への転換期間については、有機農産物の日本農林規格に準拠する。

第5章 圃場の条件

5.1 圃場の明確な区分

有機農産物生産圃場は、周辺の慣行栽培圃場や特別栽培圃場（以下「慣行栽培圃場等」と言う）と明確に区分され、誰もがそれを知ることができるようにしておくべきである。

有機農産物生産圃場は、使用が禁止されている農薬や化学肥料、土壌改良資材及びその他の資材（以下「使用禁止資材」と言う）などの飛来や流入から守られなければならない。有機栽培圃場と慣行栽培圃場が隣接する場合、土手、畦、道などにより圃場の境界が明確に区分されていることが望ましい。慣行栽培圃場等からの使用禁止資材の飛来、流入の危険がある場合、必要な緩衝帯を設ける。

水田にあっては、用水に使用禁止資材の混入を防止する処置がとられていないければならない。

5.2 慣行栽培から転換後の経過期間

5.2.1 有機農産物栽培圃場

＜多年生作物＞

最初の収穫までの期間が起算点（細則に定める）より3年以上を経過していること。

＜その他の作物＞

播種または植付け前に起算点より2年以上経過していること。

＜開拓地、空き地、休耕地などを利用して有機栽培を開始した場合＞

当該地が2年以上使用禁止資材を使用していないことが確認でき、播種または植付け前に**有機農産物の日本農林規格第箇条5**に適合する方法で栽培管理が行われ一年以上経過している圃場。その際の有機管理の開始点は、作物の生産につながる生産行為ないし土づくりの開始した時点とする。また緑肥の栽培は、作物生産に含めることができる。

5.2.2 転換期間中有機農産物栽培圃場

作物を収穫する段階で起算点より1年以上、**有機農産物の日本農林規格第箇条5**の基準に適合する方法で栽培管理が行われている圃場。

5.3 採取場

周辺から使用禁止資材が飛来及び流入しない一定の区域で、農産物を採取する前3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。

第6章 栽培管理

6.1 一般的原則

- ① 生産者もしくは生産者組織は、生産の方法、生産する作物の品質、自己の経営について目標を定めることが望ましい。
- ② 生産者もしくは生産者組織は、自己の生産の目標、理念、栽培の管理計画などを盛り込んだ、自らの生産基準を文書化して、公開できるようにすることが望ましい。
- ③ 生産者もしくは生産者組織は、年ごとの栽培管理計画を作成する。
- ④ 生産者もしくは生産者組織は、栽培管理実績の記録をつける。
- ⑤ 生産者もしくは生産者組織は、栽培管理実績の記録を、次のより良い生産のために活用することが望ましい。
- ⑥ 生産者もしくは生産者組織は、栽培管理に使用する種子、肥料、農薬、その他の資材について、その内容を正しく把握して使用する。

6.2 土壤管理

【原則】

適切な土壤管理は有機農業を成功させる基本である。土壤の肥沃化、土壤微生物の活性化など、最適な土壤の質（物理的・化学的・生物的）の維持は、土壤管理の目標である。

土壤管理は、以下の点を活用して適切に行われなければならない。

- ・農場内有機物（堆肥、作物残渣など）の活用。
- ・良質な堆肥を適正量継続的に補充する。
- ・植生（緑肥、栽培作物など）による土壤被覆（マルチ）の活用
- ・適切な耕耘
- ・適切な輪作

6.3 肥培管理

【原則】

堆肥の活用

化学肥料を使用せずに地力の維持・増進を図り、作物に適切な栄養補給を行い、加えて品質の優れた有機農産物を多収するためには、土壤微生物の働きを最大限に活用する高度な肥培管理技術（およびその手段としての良質堆肥）を必要とする。この条件を満たす技術の一つとして、当該農場内で生産された緑肥や作物などの活用と共に、使用原料及び製法を厳しく管理し、「微生物性の豊かさ」に配慮した良質な堆肥の利用を奨励する。

【一般管理】

① 作期ごとに適切な肥培管理計画が作成されなければならない。

② 堆肥の選定

選定にあたっては、使用原料や製造方法を確認し、重金属等不適切な物質により圃場が汚染されないように注意が必要である。

③ 堆肥及び肥料の施用にあたって

適正な施用量の維持に努める。

適正な施用量は、作物の特性、圃場の性質などを加味し、適切な計画の作成等によって守られる。

過剰な投入により環境汚染を招かないように注意する。

④ 堆肥の製造

たい肥の製造にあたってはふたつのことに注意をはらうことが必要。

ア、適切に発酵すること及び一定期間の発酵温度の確保。発酵温度に関しては、60°C以上の期間が72時間以上継続していること。またC/N比について、20程度以下であることが望ましい。

イ、堆肥の製造にあたっては、生汁の水系への流入の防止、地下水などの環境汚染の防止のために必要な処置を講じること。

⑤ 堆肥の選定、製造にあたっては、情報及び技術の取得のために、研修会等への参加を積極的に行うことが望ましい。

【奨励】

- ・自己の農場や山林で産生される作物残渣や落ち葉などの自然資源、有機物の活用。同じく近隣地域で産生される作物残渣や自然資源、有機物の活用。
- ・緑肥や作物残渣を被覆（マルチ）材料として利用またはそれらを発酵堆肥化したもの。
- ・土壤診断及びたい肥分析の活用。C/N比を把握し使用することは、作物の良好な生育条件を確保するために重要である。

【許容】

- ・各種有機物および農場外から搬入（購入）した家畜糞尿等を完熟堆肥化し、

使用原料および製法が特定でき、かつ良質と判断され、有機農産物の日本農林規格で許容された資材で製造されたもの。

【制限】

- ・家畜家禽糞等を使用したもので未熟な堆肥は、使用しないことが望ましい。
- ・メタン発酵消化液は、可能な限り使用しないことが望ましい

【禁止】

- ・化学肥料の使用禁止。ただし、微量要素肥料についてはこの限りではない。
- ・堆肥化していない生または発酵していない家畜糞尿
- ・重金属や有害化学物質の危険が大きいし尿下水汚泥肥料
- ・堆肥原料に化学合成物質を添加すること
- ・チリ硝石

6.3 土壌及び使用資材の重金属、ダイオキシン汚染からの防止

有機農産物を栽培する圃場及び圃場に投入される資材は、作物、人体に影響を及ぼす重金属、ダイオキシン類などの化学汚染物質を、細則に定める許容値をこえて含んではならない。

6.4 微量要素

微量要素の補給などのための鉱物性肥料の使用可否については、有機農産物の日本農林規格に準拠し、必要最小限度の補完的使用にとどめる。

特定の地域および作物において、特定の作物栄養成分の不足のため、正常な栽培が維持できず、かつ天然由来の代替物がない場合（もしくは入手が困難な場合）有機農産物の農林規格に定められた範囲において、化学合成の微量要素を限定期に使用することができる。

6.5 種苗の入手

【一般管理】

生産者は、自己の購入する種苗がどのような処理をされたものであるかに無頓着であったり、種苗店にまかせっきりにしているのは、あらためなければならない。生産者は、自己の責任において判断する習慣を身につけることが望ましい。

- ① 種苗の選定、種苗の使用にあっては、種苗法などの法規制を遵守すること。
- ② 品種及び種子処理について確認し、記録すること。
- ③ 苗の購入にあっては、育苗の履歴を確認し、記録を入手しておくこと。

【奨励】

有機栽培に使われる種苗については、有機農産物由来の種苗の使用を原則とする。有機栽培圃場において自家採取可能な作物及び品種については、種子の自家採取を行うこと。多年生作物にあっては、有機栽培圃場からの株分け、枝わけによる挿し木などが望ましい。

【許容】

有機栽培由来の種子がないために有機栽培由来の種子が入手できない、有機農産物由来の種子の品種が不適切なものである時などは、慣行栽培由来の種子を利用することができる。ただし苗について、通例種子が販売され、種子から栽培する作物にあっては、有機的方法によって育苗された苗を使用すること。

ただし、果樹園などの多年生樹木にあって害虫や病気、老化などにより枯れてしまったところの補植などにあっては、一作期以上の養生期間を設けることを条件に、通常苗木を使用することができる。この場合、1年後に転換期間中有機栽培、3年後に有機栽培とする。

【制限】

農薬等によって処理された種子は、できるだけ避け、処理されていない種子を使用すること。農薬等によって処理されていない種子が、入手できない場合に限り、農薬処理された種子の利用もやむをえない。

多年生作物の苗木にあって、有機的管理以外の方法で育てられた苗を使用する場合は、有機栽培圃場に植えつけられた時点から、その圃場の有機栽培が始まったものと見なし再スタートする場合に認められる。

【禁止】

通例種子で販売され、種子から栽培する作物にあって、使用禁止資材を使用し育てた苗。

6.6 遺伝子組換え由来及びゲノム編集された種子

遺伝子を人為的に操作した作物の種子の使用は、これを禁止する。

6.7 茎頂（生長点）培養の苗の扱い

組織培養については、許容される。

6.8 育苗

6.8.1 種子処理

化学合成農薬及び化学肥料など使用禁止資材による種子処理は、禁止。

温湯浸漬など加熱処理による殺菌は認められる。

塩水選などによる優良種子選別などの方法は、認められる。

6.8.2 育苗用土

育苗用土に山土、未耕作地の土などを使用する場合は、その由来が確認され、採取地に過去2カ年にわたり使用禁止資材の使用がないこと、周辺からの飛散や流入がないこと、使用する用土は、採取後も禁止物質が使用されていないことが確認されていなければならない。確認した記録を保持しておくこと。

認証された有機栽培圃場の土を使用する場合は、その旨記録しておくこと。

6.8.3 肥料及び土壤改良材

有機農産物の日本農林規格付属書A表A.1に記載されている資材を利用することができる。使用禁止資材を使用した育苗は、認められない。

6.8.4 育苗施設の管理

育苗期間中は、有機栽培管理が行われ、周辺からの飛散防止等、育苗中の苗が有機性を損なうことのないように管理されなければならない。

育苗期間中以外に圃場として使用する場合、有機栽培管理が行われること。育苗期間中以外には、空き地、資材の保管、家畜家禽の飼育などに使用される場合は、育苗用地の有機管理を損なわないように管理されなければならない。

施設管理における、除草剤及び施設に残留する禁止物質の使用は、育苗期間中と否とに係わらず認められない。にんにく、とうがらし、忌避植物等の植物の性質を利用しての鼠や害虫等の侵入を防止する処置は認められる。

6.9 水管理

【一般管理】

① 用水

圃場における栽培及び育苗などに使用される水は、農作物の生産に適した水質のものでなければならない。良質な水は、植物の生育にとって大切な条件となる。農業者は、良質な水の確保につとめなければならない。

水源が確認され、汚染のリスクの回避に努めなければならない。以下のようなことが確認され、リスクがある場合は必要な対策が取られなければならない。

- ・ 未処理のし尿、畜舎からの未処理の排水、未処理の家庭雑排水、工場排水などの流入の有無
- ・ 産業廃棄物処理場などの有無
- ・ 化学工場等の有無

② 有機栽培圃場の用水

有機栽培圃場に使用する水、有機栽培水田の用水については、使用禁止資材の流入のないものであることが望ましい。汚染、使用禁止資材の流入がある場合、それが圃場に入ることを防止する処置が施される必要がある。

- ・慣行栽培圃場を通過した水の流入に対しては、防衛処置や適切な浄化処置が施されていること。
 - ・河川や湖沼、井戸などからの直接取水であること。
 - ・専用農業用水にあっては、用水路と排水路が明確に区分されていること。
 - ・水源の河川や湖沼が汚染されている地域では、セラミック、活性炭や炭など浄化資材を利用し、浄化に努めること。
- ③ 収穫物の洗浄等、収穫後の管理に使用する水
- ・収穫物を洗浄する水は、農作物の食品としての安全性を損なわないように、水質が適切であることが確認されている水もしくは適切に水質が管理された水を使用する。水道水以外の場合には、適切な水質が確保されていることを一定期間ごとに水質検査で確認することが望ましい。
 - ・有機農産物の洗浄にあっては、使用禁止資材の混入を防止するように管理されていなければならない。

6.10 雜草対策

【原則】

雑草は営農体系における土壤肥沃度（いわゆる地力）と土壤管理の指標であり、多くの場合、雑草問題は営農体系の設計と土壤管理の不均衡から生じている。

適切な輪作計画、肥培管理、施肥、品種選択、播種密度、緑肥の利用、播種前の耕耘、気候風土条件や作物の生育特性に合わせた適期播種などに留意することにより実効をあげることができる。これら個別要素を有機的・総合的に組み合せることにより、最小限度の機械除草や手取除草でかなりの程度、雑草の繁茂を制御できる。

【奨励】

生物的方法

耕種的方法

物理的方法

【許容】

畦畔などの部分的な焼却除草は、やむをえない場合、許容される。

太陽熱などの利用

【制限】

畦焼き、焼畑、作物残渣の焼却など大規模な焼却除草は、厳しい制限のもとにおこなわれなければならない。消防法や地方自治体の決まりなど関連法規制の遵守は最低必要条件となる。

【禁止】

除草剤などの化学合成農薬
塩化ビニル系の被覆資材
土壤消毒による除草
木酢液等天然資材の濃厚な利用による除草

6.11 病害虫対策

【原則】

病害虫の発生も土壤状態に大きく影響される。適切な土壤管理と肥培管理によって、土壤の物理的・化学的・生物的環境を健全に整えることにより、かなりの程度病害虫の発生を抑制できる。

【一般管理】

- ① 農薬取締法、劇物・毒物取締法など農薬の取り扱いや使い方に関する法規制を遵守し、農薬を使用する場合は、適正に使用しなければならない。
- ② 作物の作期ごとに適切な病害虫対策の計画を策定することが望ましい。

【奨励】

輪作、粗植、適期適作、抵抗性品種の利用、混作などの耕種的方法
天敵、対抗・共生植物の利用などの生物的方法
罠、柵、音響などを利用した機械的、物理的方法。
太陽熱、水の利用などの物理的方法

【許容】

畠畔の小規模な焼却、
性フェロモンの利用

【制限】

有機農産物の日本農林規格付属書B表B.1に記載される農薬は、やむを得ない場合にのみ使用が認められる。以下のような場合である。

- ① 病害虫が発生しており付属書B表B.1の農薬などの使用を行わなければ大きな被害が見込まれる。
- ② 過去の経験から病気の発生が高い可能性で見込まれ、予め付属書B表B.1の農薬の散布を行わなければ大きな被害が見込まれる。

【禁止】

- ① 有機農産物の日本農林規格で認められない農薬の使用は禁止される。
- ② 同上付属書B表B.1にあっても遺伝子組換え技術が使用されて製造された農薬の使用は禁止される。
- ③ 農薬の安全使用基準を逸脱して使用することは禁止される。

6.12 育苗ハウス等の管理

通常、作物を栽培し、施設栽培として使用されるハウスには、圃場の条件が適用される。ここでは、育苗等限定された期間のみ有機栽培に使用されるハウスについて定める。

6.12.1 設備の維持管理

【原則】

育苗期間中、それ以外の時期を問わず有機性を損なう管理が行われてはならない。

6.12.2 雜草対策

【禁 止】

育苗期間中はもちろん、それ以外の時期においても除草剤の使用は禁止される。

第7章 生産における機械・器具の管理

【一般管理】

- ① 機械器具は、適切に整備され、不良等による事故、圃場の不用意な汚染は、防止されなければならない。
- ② 適切な使用により使用者の安全が確保されなければならない。
- ③ 使用する機械器具について、適切な管理基準を定める。

7.1 栽培管理に使用する機械・器具の管理

【原則】

慣行栽培農産物等の栽培と機械器具を併用することによって、有機栽培圃場に使用禁止資材が混入したり、有機農産物が汚染することを防止するように、適切な管理が行われなければならない。

【奨 励】

有機栽培農産物の生産並びに出荷などに使用する機械、器具は、有機農産物専用とすることが望ましい。

【許 容】

慣行営農体系で使用された機械・器具は、有機的管理区域で使用する前に清掃・洗浄するなどして、残留物がないようにして使用すれば良い。

7.2 収穫に使用する機械器具

慣行栽培農産物等の収穫と同じ機械器具を使用する場合、機械器具内部の作物残留などにより、有機農産物に非有機農産物が混入しないように管理しなければならない。

泥野菜の収穫等にあっては、有機農産物が慣行栽培圃場の土などにより汚染しないように管理しなければならない。

第8章 収穫及び収穫後の管理

(収穫、輸送、調製、洗浄、貯蔵、包装出荷及び表示)

【一般管理】

- ① 収穫後の農産物の扱いにあっては、食品衛生法等関連法規を遵守し、食品としての安全性を損なうことのないように管理されなければならない。
- ② 収穫後の農産物に農薬及びそれに類するものの使用は禁止される。
- ③ 放射線照射は認められない。ただし、照射線量が0.1グレイ以下であることを条件に米などの異物混入対策でX線検知器を使用することは認められる。
- ④ 表示にあたっては、食品表示基準、米トレサビリティー法などにより求められる事項が守られなければならない。

8.1 混合の防止

有機農産物と有機農産物以外の農産物とは明確に区分され、混合されないように管理されなければならない。同一施設内に保管や貯蔵が行われる場合は、わかりやすい表示がされ、取違いなどがおこらないようにしなければならない。

8.2 汚染の防止

有機農産物に限らず収穫後の農作物は、オイル、肥料、農薬、洗浄剤、消毒剤、有害な化学物質などその他の薬剤によって汚染されないように管理されなければならない。

8.3 品質の保持改善

- ① 有機農産物、慣行栽培農産物を問わず、収穫後の品質の保持改善にあたっては、食品衛生法の定める事項が最低でも遵守されなければならない。
- ② 有機農産物の収穫後の品質の保持改善に使用できる資材は、有機農産物の

日本農林規格付属書D表D.1の資材に限る。

8.4 包装容器

- ① 包装容器の使用にあたっては、食品衛生法による規格基準を満たすものを使用すること。
- ② 包装容器の殺虫処理などのために農薬等の使用されたものは、使用できない。

8.5 表示

- ① 名称の表示は、有機農産物の日本農林規格第5条によらなければならない。
- ② 有機JASマークの表示については、農林水産省告示に定められた様式によらなければならない。

8.6 施設の管理

- ① 収穫後の農産物を扱う施設は、取り扱う農産物の品質を適切に保持できる施設でなければならない。
- ② 細則に定める「有機農産物を扱う作業場の基準」が維持され、取り扱う農産物を汚染しないように管理されなければならない。

第9章 廃棄物処理ならび環境への配慮

【原則】

- ① 有機農業の取り組みにあたっては、環境の保全に十全の配慮をおこなわなければならない。
- ② 生産活動にともなう廃棄物については、資材の再利用に努め、廃棄物を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

【一般管理】

- ① 農薬の空容器の処理は、定められた方法を遵守する。
- ② 堆肥の製造にあたっては、流出成分による河川や地下水汚染などに対して、十分な配慮が求められる。
- ③ 農機具の廃油の処理は、専門業者による引取り、廃油ストーブの利用などの再利用など、適切な方法で処理する。

【制限】

- ① 生産資材における塩化ビニル資材の使用は、制限される。ハウスなどについては、当面やむをえないが、より良い資材が開発された際には、できるだけ

早く切り替えていくことが望ましい。

- ② ハウス等に使用したビニールを廃棄前に圃場の防草対策などに使用する場合は、使用後必ず除去しなければならない。

【禁止】

- ① 塩化ビニル資材を、圃場等の被覆マルチとして使用してはならない。
- ② ハウスビニル、被覆に使用したマルチ、農薬の空き容器などのプラスチック資材を圃場及びその周辺で焼却してはならない。
- ③ 廃油を野焼きしてはならない。
- ④ 廃油を畦畔の焼却等に使用すること（撒くなどしての使用の禁止）

第10章 遺伝子組換え技術、ゲノム編集

【禁止】

有機生産においては、人為的に遺伝子を操作する技術の利用は、排除されなければならない。遺伝子組換え、ゲノム編集技術は、有機生産においては、禁止される。

【制限】

以下の場合は、とうめん制限つきで許容される。

- ① 有機農産物の日本農林規格で例外的に許容された肥料及び土壤改良資材

第11章 放射線照射

【禁止】

有機農産物の生産過程及び収穫後の品質の保持改善に放射線照射を行うことは、できない。

第12章 作物の硝酸塩並びに亜硝酸塩

硝酸塩並びに亜硝酸塩の健康への影響が懸念されている。これらはまた、病害虫が好むものもあり、食味を悪くする物質でもある。高濃度の硝酸塩、亜硝酸塩含有は、好ましくない。安全で栄養価の高い作物を生産することが有機栽培の大きな目的であり、硝酸塩並びに亜硝酸塩の含有値が適正な範囲以下に収まるように努力することが求められる。以下に示すEU基準は、参考になる。

参考1

食 品	最大含有量基準 (mgNO ₃ ⁻ /kg)		
ほうれんそう	11月～3月に収穫されるもの		3,000
	4月～10月に収穫されるもの		2,500
加工済み又は冷凍ほうれんそう	—		2,000
結球レタス (日本の「レタス」に該当)	施設栽培		2,500
	露地栽培		2,000
その他のレタス (サラダ菜、サニーレタス、コスレタス等)	10月～3月に収穫されるもの	施設栽培	4,500
		露地栽培	4,000
	4月～9月に収穫されるもの	施設栽培	3,500
		露地栽培	2,500

参考2：日本の野菜の硝酸塩濃度

農林水産省のホームページでも知ることができる。

●農林水産省の野菜の硝酸についてのHPは

http://www.maff.go.jp/j/syuan/seisaku/risk_analysis/priority/syosanen/index.html

●このうち、日本の野菜の硝酸塩含有量については、

http://www.maff.go.jp/j/syuan/seisaku/risk_analysis/priority/syosanen/ganyu/index.html

付録 参考事項

1. 有機食品生産の原則に係ること

●コーデックスガイドラインにおける有機生産の原則（前文7より抜粋）●

7. 有機農業は、生物多様性、生物サイクル及び土壤生物活性を含む、農業生態系の健全さを推進し高めるような総合的生産管理システムである。各地域の条件にはその地域にあったシステムが必要であることを考慮して、農業由来でない資材投入よりはむしろ管理実践の利用に重点を置いている。このことは、そのシステム内で何らかの特定の機能を達成するに当たって、化学合成資材を利用するのと対照的に、可能ならば、耕種的、生物的、機械的方法を用いることで達成される。

有機生産システムは、

- a) システム全体内で生物多様性を強化し、
- b) 土壤生物の活性を増し、

- c) 長期的な土壤肥沃度を維持し、
- d) 土壤に栄養を戻すために動植物由来の廃棄物を再利用し、結果再生できない資源の利用を最小限にし、
- e) 地域的に構築された農業システムにおいて回復可能な資源に依ることとし、
- f) 農業を行った結果、生じうるあらゆる形態の土壤、水、空気の汚染を最小にするのと同時にそれらの健全な使用を推進し、
- g) 全ての段階で、產品の有機としての瑕疵のない状態及び重要な品質の保持のために、注意深い加工方法を重要視し、農產品を扱い、
- h) 土地の経歴、生産される作物と家畜の種類のような圃場特有の要因で決定される適切な長さの転換期間を経て、あらゆる現存する農場に確立されるものとなるよう、設計されるものである。

2. たい肥や肥料、農薬の適正使用ために参考となるサイト

●堆肥や施肥については下記を参照

西尾道徳 環境保全型農業レポート

No. 367 アメリカの家畜糞尿の堆肥化に関するガイドライン

<http://lib.ruralnet.or.jp/nisio/?p=4373>

(1) 家畜ふん堆肥の窒素肥効の分析結果に基づいて適正な施肥設計を行う

参考：[三重県版「堆肥カルテシステム」で公開](#)

http://202.78.248.243/taihi/U6200_0002.aspx

●農薬については下記を参照

(2) 農薬登録情報の検索

農薬登録情報提供システム：[農薬登録情報提供システム \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

以上